

原安防発 第 40 号
平成 26 年 2 月 28 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災課長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力発電部長



高浜発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 25 年 12 月 19 日付け関原発第 346 号にて届け出ました「高浜発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力規制庁の体制見直し、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散等に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成25年12月19日修正）	読み替え後（平成26年3月1日以降適用）	説明
(17) 関係周辺市町村 高浜発電所から概ね30kmの区域内にあり、高浜発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき高浜発電所の原子力災害の発生または拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事または関係周辺都道府県知事が認めた福井県のおおい町、小浜市、若狭町、および京都府の舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、宮津市、伊根町、福知山市ならびに滋賀県の高島市をいう。 (18) 緊急時対策所 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第2条第2項1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策の実施を統括管理するための施設をいう。 (19) 本店緊急時対策室 原災法命令第2条第2項3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる本店の緊急時対策室（原子力事業本部の緊急時対策室）をいう。 (20) 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設および独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワークおよび衛星系ネットワーク）をいう。 (21) 緊急時テレビ会議システム 官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センターおよび緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムをいう。 (22) 原子力事業所災害対策支援拠点 原災法命令第2条第2項2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。 なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。 (23) 原子力緊急事態支援組織 原災法命令第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。 (24) シビアアクシデント 設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象をいう。	(17) 関係周辺市町村 高浜発電所から概ね30kmの区域内にあり、高浜発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき高浜発電所の原子力災害の発生または拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事または関係周辺都道府県知事が認めた福井県のおおい町、小浜市、若狭町、および京都府の舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、宮津市、伊根町、福知山市ならびに滋賀県の高島市をいう。 (18) 緊急時対策所 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第2条第2項1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策の実施を統括管理するための施設をいう。 (19) 本店緊急時対策室 原災法命令第2条第2項3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる本店の緊急時対策室（原子力事業本部の緊急時対策室）をいう。 (20) 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁および緊急事態応急対策等拠点施設を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワークおよび衛星系ネットワーク）をいう。 (21) 緊急時テレビ会議システム 官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センターおよび緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムをいう。 (22) 原子力事業所災害対策支援拠点 原災法命令第2条第2項2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。 なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。 (23) 原子力緊急事態支援組織 原災法命令第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。 (24) シビアアクシデント 設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象をいう。	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成25年12月19日修正）	読み替え後（平成26年3月1日以降適用）	説明
別図2-2-6 警戒事象に基づく通報（連絡）経路 54	別図2-2-6 警戒事象に基づく通報（連絡）経路 54	原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行 (平成25年12月19日修正)	読み替え後 (平成26年3月1日以降適用)	説明
別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生) 原災法第10条第1項に基づく通報先 設置されている場合に連絡 → ファクシミリ → 電話	別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生) 原災法第10条第1項に基づく通報先 設置されている場合に連絡 → ファクシミリ → 電話	原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更 記載の適正化

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外避難での事象発生)	別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外避難での事象発生)	説明
別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外避難での事象発生) 別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外避難での事象発生) 伝達経路: - 事業所外避難責任者 - 高浜発電所 - 原子力防災関係者 - 本店 - 東京支社 - 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課(原子力規制委員会) - 内閣府(内閣総理大臣) - 内閣官房(内閣官房副長官補(安全政策・危機管理担当)付) - 内閣官房(内閣情報契約センター) - 内閣内(政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付) - 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 - 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 - 高浜原子力規制事務所(原子力防災専門官) - 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 ＜事象発生場所が海上の場合＞国土交通省海事局調査課(国土交通大臣) ＜事象発生場所が陸上の場合＞国土交通省自動車局構造課(国土交通大臣) - 事象発生場所を管轄する都道府県知事 - 事象発生場所を管轄する市町村長 - 事象発生場所を管轄する警察本部 - 事象発生場所を管轄する消防本部 - 事象発生場所を管轄する海上保安部 伝達方法: - 原子力規制法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ → 電話	別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外避難での事象発生) 別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外避難での事象発生) 伝達経路: - 事業所外避難責任者 - 高浜発電所 - 原子力防災関係者 - 本店 - 東京支社 - 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課(原子力規制委員会) - 内閣府(内閣総理大臣) - 内閣官房(内閣官房副長官補(安全政策・危機管理担当)付) - 内閣官房(内閣情報契約センター) - 内閣内(政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付) - 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 - 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 - 高浜原子力規制事務所(原子力防災専門官) - 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 ＜事象発生場所が海上の場合＞国土交通省海事局調査課(国土交通大臣) ＜事象発生場所が陸上の場合＞国土交通省自動車局構造課(国土交通大臣) - 事象発生場所を管轄する都道府県知事 - 事象発生場所を管轄する市町村長 - 事象発生場所を管轄する警察本部 - 事象発生場所を管轄する消防本部 - 事象発生場所を管轄する海上保安部 伝達方法: - 原子力規制法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ → 電話	原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更記載の適正化

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行 (平成25年12月19日修正)	読み替え後 (平成26年3月1日以降適用)	説明
別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生) ☐ 原災法第25条第2項に基づく報告先 → ファクシミリ → 電話 注) ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。	別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生) ☐ 原災法第25条第2項に基づく報告先 → ファクシミリ → 電話 注) ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。	原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更 記載の適正化

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成25年12月19日修正）	読み替え後（平成26年3月1日以降適用）	説明
別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生） 事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部長 → 本店対策本部 → 東京支社 → 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 → 内閣府（内閣総理大臣） → 内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付） → 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 → 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 → 高浜原子力規制事務所（原子力防災専門官） → 大臣官房参事官（運輸安全防災）付 → 事象発生場所が海上の場合 → 国土交通省海事局検査課（海上交通大臣） → 事象発生場所が陸上の場合 → 国土交通省自動車局環境政策課（国土交通大臣） → 事象発生場所を管轄する都道府県知事 → 事象発生場所を管轄する市町村長 → 事象発生場所を管轄する警察本部 → 事象発生場所を管轄する消防本部 → 事象発生場所を管轄する海上保安部 → 原子力規制委員会または原子力災害合同対策協議会 → 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 → 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 ☐ 原災法第25条第2項に基づく報告先 ☒ 設置されている場合に連絡 → フォクスリ → 電話	別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生） 事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部長 → 本店対策本部 → 東京支社 → 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 → 内閣府（内閣総理大臣） → 内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付） → 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 → 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 → 高浜原子力規制事務所（原子力防災専門官） → 大臣官房参事官（運輸安全防災）付 → 事象発生場所が海上の場合 → 国土交通省海事局検査課（海上交通大臣） → 事象発生場所が陸上の場合 → 国土交通省自動車局環境政策課（国土交通大臣） → 事象発生場所を管轄する都道府県知事 → 事象発生場所を管轄する市町村長 → 事象発生場所を管轄する警察本部 → 事象発生場所を管轄する消防本部 → 事象発生場所を管轄する海上保安部 → 原子力規制委員会または原子力災害合同対策協議会 → 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 → 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 ☐ 原災法第25条第2項に基づく報告先 ☒ 設置されている場合に連絡 → フォクスリ → 電話	原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更 記載の適正化